

第77回札幌市緑の審議会

会 議 録

日 時：平成29年7月18日（火）午前9時30分開会
会 場：ホテルモントレエーデルホフ札幌 12階 ベルクホール

1. 開 会

○事務局（西川みどりの推進課長） 皆様、本日は大変お忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第77回札幌市緑の審議会を開催いたします。

私は、審議会の事務局を担当しております建設局みどりの推進部みどりの推進課長の西川と申します。どうぞよろしくお願いたします。

以後、着席してご説明させていただきます。

初めに、事務局から報告事項がございます。

本日、委員16名中14名の方にご出席をいただいております。定足数である過半数に達しておりますので、札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則第67条第3項の規定によりまして、この会議が有効に成立していることをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（西川みどりの推進課長） それでは、審議会の開会に当たりまして、札幌市建設局長の河原からご挨拶を申し上げます。

○河原建設局長 皆さん、おはようございます。

建設局長の河原でございます。

本日は、皆様方には、何かとお忙しい中、当審議会にご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。また、皆様方には、日ごろから、札幌市の公園・緑化行政に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに対し、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さらには、今年は審議会委員の改選の年でして、本日の審議会は改選後初めての審議会でございます。新たに委員にご就任いただきました皆様方には、快く委員の就任をお引き受けいただき、重ねて感謝を申し上げますところでございます。

この緑の審議会は、昭和52年に設置いたしまして、これまで、緑の保全や創出に関するさまざまな重要事項についてご審議をいただけてきました。直近の審議会申し上げますと、平成27年度には効果的な公園整備を行っていくための公園の必要性が高い地域の抽出や一定の公園機能を確保するための面積要件等の基本的な考え方について答申をいただいたところでございます。

これに基づきまして、平成28年3月に身近な公園の新規整備方針を策定いたしまして、現在、特に中央区等の既成市街地の中で公園の整備を新たに進めております。また、平成28年度には、この後の議事で報告させていただきますけれども、今後の公園新規整備、再整備の考え方を総合的に示した札幌市公園整備方針について答申をいただきました。

本日の審議会でございますけれども、平成23年3月に改訂いたしました札幌市みどりの基本計画の中間評価などについてご審議いただくこととなっておりますので、委員それぞれのお立場で幅広い見地から活発なご意見やご助言を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、委員の皆様には、本市の緑化行政に対するお力添えとご協力を重ねてお願い申し上げます。

どうぞよろしく願いいたします。

3. 委員紹介

○事務局（西川みどりの推進課長） 続きまして、委員の皆様をご紹介します。

座席順に愛甲委員から時計回りでお名前を読み上げますので、その場でご一礼いただければと思います。

北海道大学大学院農学研究院の愛甲委員です。

札幌弁護士会の今井委員です。

北海道大学大学院工学研究院の小篠委員です。

札幌市立大学デザイン学部の片山委員です。

北海道大学大学院農学研究院の小泉委員です。

自然ウォッチングセンターの島田委員です。

札幌市民生委員児童委員協議会の下村委員です。

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所北海道支所の関委員です。

公募委員の竹内委員です。

公募委員の竹澤委員です。

公募委員の巽委員です。

一般社団法人北海道建築士会の豊島委員です。

北海道大学高等教育推進機構の三上委員です。

酪農学園大学農食環境学群の吉田委員です。

なお、本日、札幌商工会議所の小西委員と公益財団法人北海道環境財団の山本委員の両委員から欠席する旨のご連絡をいただいております。

4. 事務局紹介

○事務局（西川みどりの推進課長） 続きまして、事務局職員を紹介いたします。

みどりの推進部長の添田です。

みどりの管理担当部長の東山です。

造園担当課長の橋本です。

みどりの管理課長の中西です。

みどりの活用担当課長の湯浅です。

このほか、みどりの推進部の関係職員が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、第77回札幌市緑の審議会、次第と書かれた1枚物の資料です。次に、第77回緑の

審議会の座席表です。次に、第20次緑の審議会の委員名簿という1枚物です。

次に、議案資料です。まず、ホッチキス止めの資料1の札幌市緑の審議会についてです。次に、議案1の資料として、資料1の札幌市みどりの基本計画の概要というA3判のもの、資料2の札幌市みどりの基本計画中間評価報告書（素案）という冊子、参考資料の「さっぽろのみどりのあゆみ」というA3判のものです。

次に、議案2の資料として、保存樹木の指定解除というA4判のものです。

最後に、報告といたしまして、札幌市公園整備方針案の概要版です。

ご確認の上、資料にご不備がありましたらお知らせ願います。

5. 札幌市緑の審議会について

○事務局（西川みどりの推進課長）　続きまして、次第5ですが、緑の審議会についてご説明させていただきます。

このとおり10名の皆様が新たに緑の審議会委員に就任されましたので、簡単ではございますが、緑の審議会について概要を改めて説明させていただきたいと思っております。

資料1をお開きください。

それでは、緑の審議会につきまして、お手元の資料1に沿ってご説明いたします。

なお、関係条例、規則の抜粋を2ページ以降に載せてございます。

最初に、札幌市緑の審議会は、昭和52年4月に旧札幌市緑化推進条例に基づき設置された機関です。その後、平成13年10月に施行した札幌市緑の保全と創出に関する条例でも、引き続き、その設置、組織及び審議事項が規定されております。

委員定数は27人以内で、任期は2年となっております。組織や運営に関することを札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則で定めております。

この後、選出していただきます会長が審議会を代表し、会議の議長となります。

審議会の議事につきましては、出席委員の過半数をもって決し、可否が同数の場合は議長が決するところとなります。

次に、緑の審議会で審議していただく審議事項についてご説明いたします。

審議事項は条例で定められておまして、具体的には、みどりの基本計画の策定・変更、緑保全創出地域の指定・変更・解除、保存樹木等の指定・解除、風致保全方針の策定・変更、風致地区の種別の指定・変更・解除、緑化推進計画の認定・変更、緑化推進地区の指定・変更、最後に、その他市長の諮問する緑の保全と創出に関する重要事項です。

本日は、このうち、札幌市みどりの基本計画の中間評価について、それから、保存樹木の指定・解除について、審議会のご意見をお聞かせいただくこととなっております。

最後に、これまでの審議会でご審議いただきました主な審議内容についてですが、3に記載のとおりとなっております。本審議会の配付資料や議事録については札幌市のホームページで公開しておりますので、適宜、そちらをご確認いただきたいと思います。また、本日の議事録についても公開の前に皆様に内容の確認をお願いいたしますので、ご協力を

よろしくお願いいいたします。

簡単ではございますが、審議会については以上でございます。

6. 会長・副会長の選出

○事務局（西川みどりの推進課長） 続きまして、次第6の会長及び副会長の選出でございます。

選出については、札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則第66条第1項によりまして委員の互選によることとされております。

これについて皆様から特段のご意見がないようでしたら、事務局からご提案させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（西川みどりの推進課長） 異議なしということですので、事務局からの案といたしまして、委員の皆様にご了解いただけましたら、会長は愛甲委員、副会長は小泉委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（西川みどりの推進課長） ご了解いただきましたので、会長は愛甲委員、副会長は小泉委員にお願いしたいと思います。

恐れ入りますが、両委員は会長、副会長の席へ移動をお願いいたします。

〔会長、副会長は所定の席に着く〕

○事務局（西川みどりの推進課長） それでは、ここからの会議進行については、愛甲会長にお願いをいたします。

7. 議 事

○愛甲会長 改めまして、ただいま会長に選出していただいた愛甲と申します。よろしくお願いいたします。

審議会には今回から初めて参加させていただきますので、不慣れな点も多いと思いますが、皆さんで活発にご議論いただけるように努力いたしますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、失礼して座らせていただきます。

早速、審議を始めたいと思います。

（1）の札幌市みどりの基本計画の中間評価についてです。

最初に、緑化行政の概要を説明していただき、それから、みどりの基本計画の中間評価についての説明をお願いいたします。

○事務局（西川みどりの推進課長） みどりの推進課長の西川でございます。

私から議案1の札幌市みどりの基本計画の中間評価についてご説明いたします。

資料2の札幌市みどりの基本計画中間評価報告書（素案）をご説明した後に委員の皆様からご意見をいただくこととなりますが、今回新しく委員にご就任いただいた方が多いことから、まず、お手元にご用意させていただきました議案1参考資料1の「さっぽろのみどりのあゆみ」と議案1資料1の（第3次）札幌市みどりの基本計画の概要について、簡単にご説明させていただきます。

最初に、参考資料1の「さっぽろのみどりのあゆみ」をご覧ください。

こちらには、みどりに関わる主要な計画と施策を系譜としてまとめさせていただいております。一番右側の灰色と水色の中間色のようなところの一番上に（第3次）札幌市みどりの基本計画とございます。今回、中間評価としてご意見をいただく計画がここに当たります。

下にごございます注釈の少し上の薄茶色の背景で囲われた四つの四角の箇所をごらんください。

まず、一番左でございしますが、札幌市が冬季オリンピックを開催し、政令指定都市に移行したのは今から45年前の昭和47年のことでしたが、その直後の昭和48年に札幌市緑化政策大綱を策定し、将来を見通し、緑化政策にかかわる大きな枠組みを提示したところであります。

一つ右に行きまして、二つ目の四角ですが、9年後の昭和57年に第1次緑の基本計画を策定いたしまして、都市の拡大に対応した各種公園緑地の量的整備を打ち出しました。

また一つ右に行きまして、三つ目の四角ですが、17年後の平成11年には第2次緑の基本計画に改定いたしまして、質的充実と市民との協働に重点を置いた施策展開へ移行したところであります。

最後に、一番右側の四角ですが、さらに12年後の平成23年に現在のみどりの基本計画に改定いたしまして、「つなぐ」をキーワードに人やみどりのネットワークづくりを推進しております。

このように、その時代、時代に対応した施策を実行し、札幌のみどりが現在に至っております。

次に、議案1資料1の（第3次）札幌市みどりの基本計画の概要をごらんください。

1の「みどりの基本計画とは」でございします。

一つ目でございしますが、みどりの基本計画については、都市緑地法第4条に「定めることができる」と規定されていることから、法定計画の位置づけになります。

二つ目でございしますが、みどりの基本計画については、札幌市緑の保全と創出に関する条例第8条に「策定しなければならない」と規定されており、条例に基づく計画でもございます。

三つ目でございしますが、緑の審議会とみどりの基本計画の関係が札幌市緑の保全と創出に関する条例第9条に規定されていることから、条例の一部を抜粋して掲載させていただ

いております。

続きまして、2の計画の位置づけでございます。

現計画を策定した平成23年当時の上位計画や関連計画、社会的背景を図示したものでございます。現在は、基本構想や長期総合計画にかわる上位計画として、平成25年に札幌市まちづくり戦略ビジョンを策定し、また、平成28年には第2次都市計画マスタープランを策定しております。さらに、環境基本計画についても改定に向けて事務を進めているところでございます。

続きまして、右側に移りまして、3の改定の背景と目的でございます。

改定の背景につきまして、主なものを4点ほど挙げております。

札幌市では、平成19年4月に自治基本条例を施行していることから、1点目といたしまして、市民自治の推進を挙げております。また、平成20年6月には「環境首都・札幌」宣言を行っていることから、2点目に地球環境問題への積極的な対応を挙げております。3点目の既存施設の有効活用と効率的な維持管理につきましては、財政的な制約が厳しさを増す中で必要が生じたものでございます。4点目のコンパクトシティへの転換は、平成16年に策定されました都市計画マスタープランで打ち出された理念でございます。

以上4点が改定の背景でございます。

次に、改定の目的につきまして、主なものを3点ほど挙げております。

いずれも背景を踏まえたものであり、1点目に「市民が主役のまちづくりの推進」、2点目に「地球環境問題への対応」、3点目に「効果的にみどりを保全」を挙げております。

続きまして、4の計画の見直し年次でございます。

計画のスタートは平成23年で、計画期間を10年としていることから、目標年及び見直し年次を平成32年としております。

続きまして、5の「さっぽろのみどりのはたらき」でございます。

第2次緑の基本計画では、みどりの働きとして、「環境保全機能」、「景観形成機能」、「防災機能」、「健康・レクリエーション機能」の四つを掲げておりました。現計画では、新たに「コミュニティ醸成機能」を追加し、「さっぽろのみどりのはたらき」と位置づけております。

次のページをご覧ください。

計画の理念とキーワードでございます。

計画の基本理念につきましては、第2次基本計画の「実現しようみんなの手で 人とみどりが輝くさっぽろ」を現計画においても継承しております。また、計画の推進に際しましては、人とみどりのさまざまなつながりを紡いでいくことが大切であると考え、前計画にはなかった基本理念のキーワードの「つなぐ」を追加し、私たち市民の協働により、緑豊かな札幌のまちを育むこととしております。

続きまして、7の計画の体系でございます。

図は、現計画を体系的にお示ししたものでございまして、図の左側が上位の事柄になり

ます。

一番左側に基本理念がありまして、そこから四つのみどりの将来像が示されております。四つのみどりの将来像からは、それぞれ一つずつ計画の柱が示されております。四つの計画の柱からは、それぞれ三つずつ、全部で12個の推進プログラムが示されております。また、推進プログラムの下には施策の方向性、その下には計画の進行管理が示されており、現計画はこのように体系化されております。

右に移りまして、最後に、8のみどりの将来像図がございます。

上に凡例、下にみどりの将来像図がございます。

みどりの将来像図には、前の計画になかったものとして、凡例の左側の骨格的なみどりのネットワークの二つ目の「コリドー」を、凡例の右側の重点的に緑の充実を図るエリアの一つ上に「都心部」を将来像図に加えております。

「コリドー」という言葉については聞きなれない方もいると思いますので、簡単にご説明いたします。「コリドー」は「廊下」や「回廊」などを指す言葉で、札幌市では市街地を貫通し、都市に潤いをもたらすオープンスペースの軸として、主要な道路や河川を「大通コリドー」や「豊平川コリドー」など、六つの「コリドー」として新たに位置づけたものです。

以上が第3次みどりの基本計画の概要でございます。

続きまして、第3次みどりの基本計画の中間評価についてご説明いたします。

お手元の議案1資料2の札幌市みどりの基本計画中間評価報告書（素案）に沿ってご説明させていただきます。

この中間評価報告書は、今後、ホームページなどで市民の皆様にご公表する際に報告書の形式でお示しすることを考え、このようにまとめたものでございます。

ページをめくっていただきまして、目次をご覧ください。

第1章では、札幌市みどりの基本計画の概要について、この報告書だけをご覧になる市民の皆様にもわかるよう、みどりの基本計画の概要を簡単に掲載しております。第2章で中間評価の趣旨を、第3章では、みどりの基本計画の中で定めている将来像の実現に向けた目標について、その達成状況と今後の取り組みをまとめております。この第3章が今回の中間評価の主題となる箇所と思っております。第4章では、みどりの基本計画に基づきまして札幌市が緑化推進のために取り組んできた内容を推進プログラムごとにまとめてご紹介しております。最後の第5章で中間評価の総括をまとめておりますが、これは事務局で簡単に整理し、たたき台としてお示ししたものでございますので、本日ご審議いただきますようお願いいたします。

それでは、内容に入ります。

1ページ、2ページの第1章のみどりの基本計画の概要は、先ほどご紹介いたしましたので、説明は省略いたします。

3ページをご覧ください。

第2章の中間評価の趣旨についてご説明いたします。

中段の進行管理をご覧ください。

みどりの基本計画の59ページで定めておりますが、計画の進行に関しましては、計画、実行、評価、改善というPDCAサイクルにより、進行管理を行うこととなっております。また、図にありますとおり、緑の審議会によるご評価をいただきまして、評価結果を公表することとなっております。今回は、この規定によりまして皆様にお諮りしているものでございます。

評価の手順は、これからご説明いたしますが、計画策定当初に設定いたしました平成22年度の数値と計画中間年度に当たる平成27年度の数値を比較いたしまして、目標と指標の評価をしております。数値については、市民アンケートや市役所で調査、集計した数値を取りまとめております。今回素案としてお示した市役所内部での自己評価に対して審議会でご意見をいただき、修正したものを公表する予定でございますので、よろしく願いいたします。

評価の方法でございますが、みどりの基本計画では、将来像の実現に向けた目標を総量目標として、みどりの量について目標を設定しております。さらに、四つの柱ごとに二つずつ、計八つの目標を設定しております。第3章では、それぞれの目標について計画策定当初の平成22年度の数値と平成27年度の数値を比較し、数値の分析と評価と今後の方策を記載しております。

次に、第4章の施策の進捗状況と評価シートにおいて、四つの計画の柱に三つずつ、計12個ある推進プログラムごとに一つの推進プログラムシートを用いて札幌市が今まで取り組んできた事業につきまして整理をしております。この第3章の目標の達成状況と第4章の評価シートを踏まえまして、第5章で総合評価を行う構成となっております。

それでは、5ページをご覧ください。

第3章の目標と達成状況についてご説明いたします。

みどりの基本計画では、全体を通した総量目標といたしまして緑の量を挙げております。次に、四つのみどりの将来図をもとに、二つの目標を設定しております。第3章では、この一つずつについて達成状況や今後の方策をまとめております。

6ページをご覧ください。

まず、総量目標として設定したみどりの量ですが、平成22年当初は、31,225ヘクタールだったみどり緑の量が、平成27年度には32,015ヘクタールと、790ヘクタール増加しており、平成22年以上という目標を達成しております。

調査方法については、札幌市の都市計画区域の緑被地、例えば、公園、街路樹、草地、農地などの面積で、航空写真をもとに算出しております。平成22年のデータは平成19年の航空写真をもとに、平成27年のデータは平成26年の航空写真をもとに、それぞれ算出しております。

現況分析ですが、増加の要因といたしましては、市街化調整区域の採石場や処理場等で

のみどりの成長、丘珠空港緑地や山口緑地の公園造成などがあり、一方で、市街化区域では街路樹の微増があるものの、市内外縁部の宅地開発による草地や農地の減少が見られます。ただ、近年は、宅地開発の鈍化により、市街化区域のみどりの減少より市街化調整区域での増加が上回り、都市計画区域全体では増加となりました。今後も、植樹や育樹活動による樹林地のボリュームアップのほか、都心部や主要路線の街路樹のボリュームアップに努めるとともに、厚別山本公園の造成による緑化面積の増加などを進めてまいります。

7ページに移りまして、みどりの将来像①の目標のみどりづくりなどに参加した市民の割合です。

平成22年度当初は39%ですが、平成27年度は59.7%まで上昇し、目標である平成22年度の3割増、すなわち50%を超えております。

次に、みどりづくりなどに参加し、今後も参加したいと思っている市民の割合でございますが、平成22年度当初は78.9%だったものが平成27年度には81.8%となり、平成22年度当初以上とする目標を超えております。

調査方法ですが、この市民の割合については、平成22年度より、毎年、市民3,000人を対象としたアンケートを行った結果でございます。この後にもご説明いたします、市民の割合を目標値にしているものは、全てこのアンケート調査によるものでございます。

どちらの目標も達成していることから、今後も、わかりやすい広報に努め、参加意欲を高めてまいりたいと考えております。

8ページをご覧ください。

みどりの将来像②の目標の都心部の樹林率でございます。

平成22年度は8.9%でしたが、平成27年度には9.1%となっております。目標値は当初の1割増し、すなわち10%を目指しておりましたが、0.2%の上昇にとどまっております。

二つ目は、都心部がみどり豊かであると感じている市民の割合ですが、平成22年度が68.7%、平成27年度は75.5%となり、目標の75%を超えております。

調査方法については、前述のみどりの量と同じく、航空写真から算出したものと市民アンケートによるものです。

現況分析でございますが、まず、計画で10%を設定した内訳についてご説明いたしますと、当初は創成川公園が工事中であり、その植樹が増えること、また、札幌駅前通も工事中であったため、新たに植樹の予定があったこと、さらに、街路樹が成長し、ボリュームアップを見込んでいたことのほか、不確定要素ではありましたが、民間開発によります新たな植樹を想定しておりました。

今回の結果では、創成川公園の植樹は想定以上に大きく成長したほか、資生館小学校の南側にあります月寒通の街路樹が大変大きく成長したものの、一方で、札幌駅前通の植樹が想定ほど大きくなっていないことや公共施設の建設による減少が見られたため、全体として想定したみどりの量の増加には至っておりません。

今後は、街路樹のボリュームアップに努めることやこれから駅前通の樹木が成長してい

くことに期待しております。

このほか、本市では、民間企業の建物の室内緑化や壁面緑化を行う際に助成をしております。航空写真では計測できない部分となりますが、都心部の緑化に貢献していると考えておりますことから、この取り組みを継続してまいりたいと考えております。今後は、民間開発や公共施設の緑化などの働きかけについて検討してまいりたいと考えております。

10ページをご覧ください。

みどりの将来像③の目標の保全されているみどりの面積でございます。

平成22年度当初は21,330ヘクタールでしたが、平成27年度には261.3ヘクタール増加しております。目標値は370ヘクタール増でして、目標の7割ほど進捗しております。

次に、森林の保全活動に参加した市民の割合でございますが、平成22年度の4.0%に對しまして、平成27年度は3.7%と減少し、目標である8%の達成には大変厳しい状況でございます。

調査方法でございますが、保全されているみどりの面積とは、特別緑地保全地区など、地域を指定して保全する制度によって守られているみどりのほか、都市公園や歩行者専用道など、市が土地を取得して保全しているみどりの合計を指します。本市では、計画的に公園の造成や緑地の取得を行っておりまして、平成32年度までに目標を達成する予定でございます。

また、森林の保全活動に参加した市民の割合の現況分析でございますが、市内近郊の森で維持管理や植樹などの保全活動に参加した市民のうち、70歳台以上の方々が多い傾向にございます。本市では、植樹祭や育樹祭を開催するなど、保全活動に参加できる機会をつくってまいりましたが、保全活動は参加する場所も限られており、また、安全確保も必要なことから気軽に参加できる活動とは言いがたく、目標の達成には限界を感じております。

今後は、親子での参加を促すなど、若い世代に働きかけていくとともに、森林保全の裾野を広げるため、野鳥観察や森林浴などの森林レクリエーションについても新たな施策を検討してまいりたいと考え、アンケートなどを行う予定でおります。

12ページをご覧ください。

みどりの将来像④の目標の公園機能の見直しを図った公園の数です。

平成22年度は305カ所あり、平成27年度は135カ所増えておりますが、目標である400カ所増の約3割の達成となっております。

次に、身近な公園に対する市民の満足度は、平成22年度は58.9%でしたが、平成27年度は66.5%となり、目標の65%を超えております。

公園機能の見直しを図った公園の数とは、造成後20年以上経過した身近な公園の全面再整備を実施した数でありまして、毎年、20カ所ないし30カ所程度を実施しております。

12ページに模式図がございまして、近接する複数の公園のうち、大きな公園については機能や施設の見直しを行い、全面リニューアルいたしまして、その周辺の小さな公園につきましては、花壇を中心とした公園や幼児用の遊具を置くなど、機能を絞った整備を行う

ことを考え、セットで再整備することを考えておりましたが、当初想定したとおりにセットで整備できるケースが少なかったことから箇所数が伸びておりません。

今後は、機能の見直しを図るためのルールづくりを行い、セットで整備できる箇所を増やしていく考えでございます。また、全面再整備だけではなく、公園施設の更新にも取り組んでおりますので、その際には地域のニーズを取り入れるなど、65%以上の高い満足度を維持していけるように努めてまいります。

続きまして、15ページの第4章の施策の進捗状況と評価シートでございます。

こちらは、計画の体系にあります12の推進プログラムごとに1シートを使い、本市がこれまで取り組んでまいりました施策についてご紹介しております。

ページをめくっていただきたいと思っております。

一つ目のシートでは、推進プログラム①のみどりにかかわる人の環（わ）をはぐくみますについて、本市で行ってまいります取り組みを進捗状況の欄でまとめ、その中間評価と今後の推進についてまとめております。その下の欄では、進行管理の指標となっているものについて、平成22年度と平成27年度を比較しております。こちらは、目標値を定めたものではなく、進行管理のための指標ですが、上昇傾向にあるものは二重丸、横ばい状況にあるものは丸、減少傾向にあるものは三角としております。

次のページでは、事業の中から二、三の事例について写真などで紹介しております。枚数も多く、時間の制限もございますので、今回、一つ一つはご紹介いたしません、目を通していただき、評価の参考としていただきますようお願いいたします。

最後に、第5章の中間評価の総括でございます。40ページをお開きください。

第5章の中間評価の総括では、今までの第3章の目標達成状況と第4章の札幌市が行ってきた取り組みをあわせて評価を整理しております。あくまでたたき台でございますので、ご意見をいただいて修正してまいりたいと考えておりますが、一旦ご説明させていただきます。

41ページに第3章でご説明した目標の達成状況について一覧にしておりますとおり、総量目標とみどりの将来像の八つの目標のうち、総量目標と四つの目標については現段階で目標に達していることを受けまして、ここでは、「概ね計画どおり進捗しております」と評価しております。

次に、評価できる点といたしまして、みどりづくりに参加した市民の割合の増加を挙げ、市民との協働の裾野が広がっていることを評価し、次に、今回伸び悩んでいる保全活動に参加した市民の割合について、さらに検討を進め努力していきたいと考えております。

次の段落からは、今後に向けた課題提起といたしまして、社会情勢の変化などに触れ、現行の基本計画だけではなく、新たな課題にも取り組む必要があるとして結んでおります。

中間評価報告書素案についての説明は以上でございます。

なお、中間評価の審議は2回を予定しております。今回ご意見を頂戴いたしまして修正したものを次回にご提示し、皆様にご確認いただくことになると思っておりますので、よろしく

お願いいたします。

また、限られた時間でございますので、本日審議いただく内容といたしましては、特に第3章の目標の達成状況に基づく評価と今後の方策を中心にご意見をいただき、あわせて、第5章の中間評価の総括につきましてもご意見をいただきたいと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○愛甲会長 ご説明をありがとうございました。

資料が多く、説明時間も長かったです。ただいま、「さっぽろのみどりのあゆみ」で主要な計画や事業がどのように進んできたかということから、その根本になっているみどりの基本計画の現行計画の内容について説明していただきました。冊子は皆さんに事前にお送りしていただいていると思いますので、詳しくはそちらを見ていただければと思いますが、その中に書かれている評価に関し、中間評価報告書の素案について説明をしていただきました。

中間評価報告書については、今回いただいたご意見を踏まえ、次回の審議会で案を出していただくこととなりますので、これから中身等についていろいろご意見をいただければと思っております。

まず、5ページの第3章ですが、数値目標が掲げられております。みどりの将来像についての総量目標のほか、四つの目標に対する達成状況に関し、二つの指標で評価されております。また、それを総括した表が41ページに載っております。

そこで、まずはこちらを見ていただいて、第3章の内容についてご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

どうぞご自由にご発言していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○島田委員 初めて参加し、わからないところも多いので、追加でご説明をお願いしたいと思います。

まず、目標と達成状況のところのみどりの総量というものがある、目標を達成できたということになっております。最初、みどりという言葉が何かということがちょっとはつきりしなかったのです。これは、森林、農地、河川など、いろいろなものを含んでいるということですのでよろしいかと思うのですが、この総量が増加したといっても、森が増えたという単純な話ではなく、もっといろいろなものが減ったり増えたりしているということかなと思います。

そこで、平成22年度から平成27年度にかけ、どんなものが増え、どんなものが減ったかという資料がもしあれば教えていただければと思います。つまり、みどりの資質というか中身がどんなものかということです。

また、もう一つお伺いしたいのは、公園をセットで整備する方針であるということですが、それが余り進んでいないということでした。なぜセットで整備するのかがちょっと理解できませんので、その辺について追加でご説明いただければと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） まず、緑被地の減った、増えたのところでは

増えたところにつきましては市街化調整区域で、今、丘珠空港の横に緑地をつくってお
りまして、そこに大きく芝生の部分があります。また、山口緑地というごみ埋め立て場の
緑地整備など、大規模な公園をつくったところがございます。また、土取場や採石場で緑
化が進んでいるところがあったということが認められます。

また、減少しているところですが、東雁来や明日風など、大きな宅地開発があったとこ
ろは減っているのかなと思います。ただ、従前に比べますと宅地開発のテンポがかなり落
ちてきておりますので、そういう意味で、減る量が減ったのかなというふうに分析してい
るところでございます。

次に、セットの話についてです。12ページの下の図をご覧ください。

例えば、大きな公園や小さい公園など、いろいろな公園もありますけれども、昔はどの
公園にもブランコと滑り台と砂場を必ず設置しておりました。一方、小さい公園は、やは
り余り遊べないものですから利用率が低いということもございます。

そこで、大きな公園に施設などを集中させ、利用も集中させようということです。それ
から、小さな公園は、遊具などに頼らない、遊具を撤去してもいいですから、花壇や幼児
用遊具など、地域のご希望を聞いていく考えです。

ただ、これは同じ町内会に大きな公園と小さな公園がないとなかなか進みません。小さ
な公園しかないところで滑り台をとりますよと言ってもなかなかご理解を得られないので、
大きな公園と小さな公園があるところに参りまして、こちらの公園に遊具を集中させたい
けれども、小さい公園ではとりますという話をしていくことになります。

しかし、内部の中でこうした共通の認識ができていなかったのがセットでうまくいかな
かったという事情です。

○愛甲会長 ほかにございませんか。

○吉田委員 私も島田委員と同じところが気になりました。

今後の方針についての参考意見としてとっていただきたいと思います。

6 ページの質の件を島田委員がおっしゃられていましたが、増えたというふうに事務局
側がおっしゃっている場所は、造成地の採石場や土取場、丘珠空港の横の緑地ということ
だと思うのですが、例えば、パークゴルフ場が増えたとか、土取場のところでオオワダチ
ソウやオオハンゴンソウが増えたと、恐らくそういうことだと思うのです。明らかにそう
いう緑地は増えていると思うのですが、何でも緑が増えればいいというものでは決してな
いのです。

航空写真で撮ったため、それがわからなかったということで、緑のボリュームアップは
こうだったというのは納得しますけれども、今後、方針として、質をしっかりと見ていくの
だという提案をしていただきたいと思います。

恐らく、皆さんも歩いたらわかると思いますけれども、ここで増えていると挙がってい
るものは比較的怪しい緑だと思います。

○愛甲会長 今のご意見について、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） まさにおっしゃるとおりで、航空写真だけの話なものですから、今後は精査の仕方などについて検討してまいりたいと思います。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

○豊島委員 先ほどあった公園についてです。

利用率の低い小さい公園を町内会の意見を聞きながら再整備するということがありますが、子育て世代の人たちが新しく家を買うとき、近くに公園があるかどうかがとても重要になるのです。大きな公園には近くないけれども、小さな公園に近いところもあるのです。

また、地域によっては、今まで住んでいた人たちが高齢化していますので、その方たちに聞くと、休むベンチがあればいいという話になり、ベンチだけの公園になってしまったら、その高齢世帯が施設に行ったり転居したりしたとき、若い世代が入りたいのに、この近くには遊べる遊具がある公園がないという話になってしまわないかなと思うのです。

ですから、子育てをしている人たちに公園の使い方を聞いてもらいたいのです。小さいところでも滑り台一つあるだけで子どもは楽しめるので、それがあったからよかったのになくなってしまったということがないようにしていただきたいと思います。

○愛甲会長 実際に機能分担の整備を進めている例を出して説明していただければと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） 地域のご意見の聞き方はいろいろとあると思います。

例えば、町内会に行って役員だけに地域の意見を聞くことも一つの方法ではありますがけれども、公園の場合はそういうふうにしておりません。公園の再整備をする場合には、まず、町内に回覧をかけてもらい、ワークショップをしたりアンケートをとったりしますので、高齢の役員の方々だけの意見を聞いてベンチだけにすることはなかなかないのかなというふうに思っています。

今やっている公園では、隣の小学校に通うお子さんの意見を聞きながら遊具を選んだりしておりますので、今懸念されているようなことはそうそうないのかなというふうに考えております。

したがいまして、小さな公園でありましても、一律に撤去することはございませんので、ご安心ください。

○愛甲会長 今の点ですが、実際には400カ所増を目指しているわけですね。今のところ、平成27年度では135カ所ということですが、32年度までにはもう少し増えそうですか。また、セットにすることがなかなか難しい理由がどこにあるのかを教えてくださいたいと思います。

○事務局（西川みどりの推進課長） 平成22年度から27年度までの5年間におきましては、小さな公園をセットにすることがなかなかできず、結果的に大きな公園だけの再整備で終わってしまっていた事例が多かったということがございます。

最初は区が入るのですけれども、今は区にもそうした考え方が浸透してきまして、徐々にセットでやっていく機能分担の考え方が広まったので、実施箇所数も増えてくるのかな

というふうに思っております。

○愛甲会長 そのほかにいかがでしょうか。

○小篠委員 都心のことについてお聞きします。

目標値については、都心だけが緑地率ではなく、樹林率にしているわけです。これは、決めている話だからいいとします。ただ、調査方法として航空写真で見ているのですが、ここでいう樹林地がどういうものかというのは結構難しい判断なのではないかなというふうに思うのです。

というのは、都心を見て、ここが樹林地だと言えるような場所を探すのはなかなか難しいのかなと思うのです。つまり、街路樹が列になっているところを樹林地だと言っているのではないかと思うわけです。

先ほどの議論とも関係するのですが、23ページの事例でボリューム剪定をやっていますよね。しかし、量の問題だけではなく、緑が豊かかどうかが重要だというお話が先ほど委員から出ていて、私も全くそのとおりだと思っているのです。

ボリューム剪定をやり、樹形をきれいにして、きれいに街路樹を整えましょうという方向は非常によろしいのではないかと思うのですけれども、その指標が市民が豊かだと感じているかの率なわけです。ここでどんなものを豊かだと思っているのかというところまで踏み込んでいくと、次なる施策といいますか、どういうものを整備していくべきなのかということが出てくるのではないかと思います。

ボリューム剪定をしたものを見ると私もすごくいいなというふうには思っているのです。ある街路樹を見たときに、すごくかわいく丸くしているので、何でこういう剪定をしているのだろうと思ったことがあったのですが、それが今日やっとわかりました。

そういうことも含めて、いろいろトライアルしていらっしゃると思うのですが、それがどんな評価をされているのかというふうに見ていかないと、施策と評価がつながっていかないのかなというふうに思いますので、その辺がもう少し見えるようにできるといいなと思います。

もう一つに、都心エリアではこれから整備がたくさん行われていくのですけれども、一方で、公共施設が建設されたから樹林率が下がったという評価をしているところです。上げたいのならば何とかしなければならぬのかなと思っております。

これは、建物を建てるときの緑地率の制限が都心部でどういうふうにかかっているのかと非常に連動するわけです。郊外部の住宅地であれば緑化率の規定が厳しいところがありますけれども、基本計画において、都心部に関してこういう目標値を立てているのだけでも、それがなかなか達成できない大きな要因が、例えば、建物建設のときの減少というものに負っているところがあるとするならば、特に公共施設の建設における緑化率をどう見ていかなければならないのかという話に踏み込んで議論し始めてもいいのではないかと思います。というのは、そうしないと10%の達成はなかなか難しいのではないかと思うからです。ですから、その辺を少し連動させて考えていかなければいけないのではな

いかということが、今回の中間評価、特に都心部のみどりの状況を見て感じたところです。

ですから、対策をどうするのかというようなことに踏み込んで議論していかないと、こうでしたというところで止まってしまうと思うのです。中間報告としては、それは事実としてあってもいいのだけれども、残りの5年でどうしていくかがないと難しいと思いますので、踏み込んだ議論ができるような整理を次回までにさせていただくとよろしいのではないかと思います。

○愛甲会長 コメントでしたが、今の点について何かございますか。

○事務局（橋本造園担当課長） 現在のみどりの基本計画では、都心部分の樹林率を指標に挙げた背景についてご紹介させていただければと思います。

札幌というのは、まちの中のみどりが少ない、見た目のみどりが少ないということはずっと言われております。本州の都市に比べれば、積雪寒冷地ということもあって、街路樹と街路樹の間に低木を植えることができませんので、いかに見た目のみどりを上げるかという緑視率が現在の基本計画を議論する当時に語られていました。このように、特に見た目のみどりが少なく、民地での緑化もなかなか難しいということがありましたので、樹林率をできるだけ上げようということでこの指標を掲げたところです。

そういった中、当時、一番手っ取り早いのが街路樹だったものですから、街路樹のみどりをいかに見目でよくしようか、緑視率を上げようということでこれまでは街路樹の剪定などに力を入れてきたところです。

委員のご指摘にございましたけれども、確かに現時点では花ですとか、いろいろな手法が考えられます。最初に樹林と挙げましたけれども、今後は、それ以外にも複合的なみどりを増やしていくことが大事だろうと我々は考えております。ですから、現時点では確かにこういう指標で評価をいたしました、今後についてはさまざまな指標について検討していきたいと考えております。

○事務局（西川みどりの推進課長） また、公共のみどりについてです。

これから先、札幌駅前が新幹線の関係でいろいろと動くと思います。当然、いろいろな構想がされていると思うのですが、その中にみどりを手厚く入れてくださいという要望はしております。特に駅前は札幌の玄関口なので、そういうところがよく見えるようにしていきたいと思っております。

○事務局（橋本造園担当課長） 確かに、宅地の緑化率は高目に出しており、都心部ににつきましては、商業地ということで低目の設定にしております。この緑化率については最低限の規制であり、必ずやらなければいけないものでして、最低限の目標を出していますけれども、都心部におきましては、最低限しなければいけないという制度ではなく、地域の人たち、あるいは、開発される方と一緒に考えて、より活用されるような緑を多くして、お客さんに来てもらえるようなことを考えながら緑化率を上げていくような手法でいくべきではないかと考えておりますので、今後はそのようなことも含めて考えていきたいと思っております。

○小篠委員 期待したいと思います。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

○巽委員 市民の意識について気になりました。

みどりづくりに参加した市民の割合や数値が随分上がっているように書いておりますが、その増加の要因は、個人で菜園づくりを行った人、「ベランダや室内でも含む」と書いてあるのですね。このように個人のベランダでプランターをつくったからそれがみどりづくりに参加したことになっているのです。また、森林の保全活動に参加した市民の割合がそんなに増えていないことが問題だというふうにも書いてあるのですね。このようなことから、みどりというものの捉え方がすごく広く、みどりに関して関心はすごくあるのだけれども、森林に関しては参加していないというすごく大ざっぱな評価がされているのがかなり気になりました。

先ほど公園の話も出ていたのですけれども、公園の見直しをするときは、地域の人に意見を聞いて、それをまとめてということももちろん必要ですけれども、その前に公園の利用の調査などを民間の団体などに委託して細かく行ってはいかがかなと思います。というのは、できるだけ早く公園を見直してもらいたいという気持ちがあるからです。

先ほど豊島委員がおっしゃっていたのですけれども、公園の近くに子育て世代の方が引っ越すということは私にも覚えがありまして、引っ越すときに公園があるからいいなと思って引っ越したのですけれども、その公園の草がぼうぼうで誰も利用しない公園だったのです。それで、引っ越してから失敗したと思ったことがあります。また、今も自分の家の近くの公園は草刈りをした後くらいは皆さんもちょっと利用しているのですけれども、また草がぼうぼうになってしまうと誰も使わない公園になっています。それが緑なのかなと思ったり、公園があるのにもったいないと思ったりしています。

小さな公園をまとめて機能分担して整備するのもいいのですけれども、利用の仕方などをきちんと捉えて、その上で全体的に整備していくことも大事ではないかと思しますので、できるだけ早急に対応していただきたいことを要望いたします。

○愛甲会長 市民の意識調査のみどりづくりに関することと公園の利用に関することの二つのご指摘をいただきました。

この意識調査については私も伺いたいと思っていたのですけれども、3,000人を対象にアンケートをしていらっしゃるということですのでけれども、対象のサンプリングの仕方はどんな感じだったのか、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

○事務局（西川みどりの推進課長） まず、3,000人の区分けについてです。

人口比、男女比、区別で、20歳以上の方に送っております。ただ、これは公園についてだけではなく、いろいろなものについてのアンケートです。

○愛甲会長 それをやるときに、みどりづくりについては、ご家庭のガーデニングや今言われたようなベランダや室内での植栽も含んでいるということですが、その内訳は聞いていないのですか。

みどりづくりに参加した市民の割合が39%から59.7%と、確かにかなり増えているのですが、みどりづくりといっても何に参加したかというのはなかなかわかりにくい話ですよ。これは今すぐではなくとも結構です。ただ、皆さんもご関心をお持ちだと思うので、調べておいていただければと思います。

そして、公園の利用について、管理がなかなか追いつかないという部分もあって、公園の機能分担の話も出ていると思うのですけれども、実際に住宅地内にある公園の管理について、そういう現状があるということに関して担当からコメントはありませんか。

○事務局（中西みどりの管理課長） 地域にある公園ですが、小さい公園の約半数が地域の町内会の方々に草刈りなどの作業をお願いしているところでございます。草刈りの回数は、年間で3回です。このレベルはほかの大きな公園と一緒になのですが、もし草がぼうぼうで困っているということであれば、こちらに声を寄せていただければ、管理している部署に伝え、きちんとするようにいたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

○関委員 中間報告書についてです。

中間報告書が公表されるということから考えますと、せっかく市民アンケートの結果を解析し、評価をされていても、設問や選択肢がどんなものがわからないと、どういった設問に対して市民からどういう意見が出て、それに対して市がどういう判断をされたかというプロセスが見えないので、そういったアンケートの設問も参考資料か何かで公表されるようにしたほうがよいかと思ひました。

○愛甲会長 ただいまの件ですけれども、中間評価報告書に参考資料等をつけることは可能ですか。

○事務局（西川みどりの推進課長） ホームページで既に公開していますので、中間報告書にリンクを張ることはできるかと思ひます。

○愛甲会長 ご検討ください。

ほかにいかがでしょうか。

○片山委員 今の関委員のご指摘に関連しているのですけれども、みどりの基本計画の冊子の後ろのほうにアンケート内容と結果が抜粋されていて、この結果を見ると、身近な公園に月に数回以上行っている人が33%いるのですね。でも、これに回答しようとポストまでアンケート用紙を投函した人というのはみどりに関心が高いと思うのです。

そうすると、例えば、都市公園に行くような属性の人は若い子育て中の女性なのではないとか、活動に参加できる人は時間のある町内会活動をやっているような高齢者の方なのではないとか、そういう読みもできてしまうのです。

回収率は44.5%と比較的高く、万遍なく回答されているのかなという気もするのですけれども、回答者属性を出していただけると、その辺の疑念が払われるのではないかと思ひます。男女比や回答者の年齢の属性などの回答を見ないと、大ざっぱであっても、増えた、減った、評価されている、されていないという反省もすつと入ってこないようなところが

あるので、ご検討をいただければと思います。

○愛甲会長 ご指摘をありがとうございます。

○小篠委員 また都心の話に戻ります。

みどりの基本計画の改定の背景の中に、重要な話として、環境首都・札幌宣言があると思うのですが、環境首都・札幌を目指すということの大きな話の中には、もちろんCO₂の削減という話があって、札幌市の環境セクションはそれをどうするのかを躍起になって考えているわけです。

そうしたときに、ビル緑化や屋上緑化、壁面緑化を含めて、どうやってヒートアイランド現象を抑えようかなど、それに伴ってCO₂の削減を目指すかというような話があるわけですが、みどりの基本計画のほうでも都心のことを捉まえて言っているところがあって、先ほどのようなお話もあるとすれば、もう少し積極的にそれを言ってもいいのではないかと思います。

私は、前回の審議会でも公園のことをずっと議論してきましたけれども、街区公園の話は本当にすごく大きな問題で、やっていかなければならないという大きな柱はあるのですが、一方で、都心など、もう少し大きな話で環境首都・札幌を捉まえたときの位置づけがちょっと弱かったのではないかというふうに思っているのです。それで、壁面緑化や屋上緑化を推進しつつ、CO₂の削減を目指すのだというようなことがみどりの基本計画の中でもきちっと言われ、ここで求めているように、地球環境を守って、私たちの自然が身近に共生するみどりというような将来像についても合致していくような施策をとっていくべきではないかとすごく思うところです。

ですから、ただ単純に増えればいいと言うのではなく、何のために、何を目的に増やそうとしているのかです。特に都心では増やそうしたら事業者にそれだけのお金をかけてもらわないと増えないわけで、公共だけで全部やろうというのは無理な話なわけです。そうしたときにどうすれば増やすことができるのかということなのです。

また、認識としては、環境首都・札幌というのは市が掲げているだけで、市民全員が認識してやっている話ではないと思いますので、こういう基本計画でドライブをかけていってもいいのではないかと思いますので、要素としてぜひ加えていただければと思います。

○愛甲会長 都心に関することでした。

すみません。話が切れてしまいましたが、その前の片山委員のお話は、アンケートは緑化に関心がある方が多く回答されており、バイアスが多少かかっているのではないかとのお話でした。

男女比や年齢など、抽出したときの比率と比べることが必要だろうというご指摘だったと思いますので、その辺をご検討ください。

ほかにいかがでしょうか。

○三上委員 今回のアンケートの件です。

先ほど議論になっていたのですが、7ページのところで分析をしていただい

ますね。今、アンケートの質問項目を見せていただきますと、突出しているのは個人での庭づくりなのですね。

資料の136ページでは、知り合いや仲間と一緒に参加したと聞いていて、この設問の聞き方に非常に意味があるのではないかと思うのです。というのは、もとの計画でこれに対応しているのは22ページと23ページの推進プログラムの1でしょうか。ここを見ると幾つかポイントがあると思うのですが、担い手の育成やつながりづくり、連携やコミュニケーションが大事だとあるわけです。ですから、1人でやるだけではだめで、仲間や知り合いと一緒にやって、そういう担い手を育てていくことが大事だと言われているのです。

ただ、裾野を広げるということも言っているので、個人でそういうものを楽しむ人ももちろん増やしていくということが大事で、何段階かになっているので、このアンケートではそういう聞き方になっているということなのかなと思います。それはここに書いていただく必要があるのだらうと思います。

個人で楽しむ人の数はもしかしたら増えているかもしれませんが、ここで想定したようなつながりづくりや連携、コミュニケーションは、裾野が広がっているかもしれないけれども、なかなかつながっていないということです。森林保全は3.7%にとどまっているということは書いていただいているのですが、それとは別に7ページにもそのことを書いていただく必要があるのかなと思いました。

○愛甲会長 今のアンケートに関してです。

確かに、アンケートの調査方法を含め、中身のデータをもう少し詳しく書き込んでいただいたほうがいいのではないかというご指摘をいただいておりますので、その辺は対応していただければと思います。

それ以外に何かございませんか。

○下村委員 下村と申します。

私は町内会などの行事にも参加しているのですが、うちの町内会には2,850世帯ありまして、街路樹の下の花壇整備に非常に人材を多く派遣しており、苗の肥料おこしに200人から300人、それから、1カ月後に花壇の苗を植えるために同じく300人ぐらいでやっていますが、それが市民が参加した割合になるのではないかと思います。

それから、公園を改築するときですが、役所から回覧板が来ました。こういう説明をしますということで、会館に地域に住む方が行って、どういう公園にしたいか、どういう公園にするかななどを議論してから着工に向かっております。

それから、街路樹など、見た目ということについてです。私は25年前に東京から札幌に来たのですが、そのころは非常に涼しかったのですが、今は温度がヒートアップしております。東京のほうは木々がすごくありまして、木陰がたくさんあったのです。札幌でも、そうした木陰が欲しい時期に来たのではないかと思います。温度を下げてくれるという役目もあるので、そうした目的も持って街路樹の剪定をお願いしたいと思います。見た目ではなく、葉が大きく茂るものがあればオアシスになりますので、ぜひそうなること

を願っております。

それから、私は厚別区におりまして、厚別山本公園の造成がございます。これに関し、みどりの量だけではなく、公園の機能が決まっていたら、今の範囲で結構ですので、ご説明願えると大変ありがたく思います。

○愛甲会長 非常に多くの方が町内会で参加されているということですので、例えば、このアンケートのみどりづくりのイベントへの参加状況にそういう方が答えていらっしやれば反映されるどころだと思います。また、街路樹については、特に今年は暑いので、私も同感です。

厚別山本公園の現状についてはどうですか。

○事務局（橋本造園担当課長） 私から厚別山本公園の概要について簡単にご説明させていただきます。

既に工事に入っております、まだ基盤整備の段階ですけれども、平成36年度の工事完了で全体完了となることを目指し、行っているところです。予算のつき方によって若干の変更はあるかもしれませんが、現在はそういう状況です。

内容としましては、レクリエーション機能を充実させますが、総合公園になっておりますので、さまざまな機能を有しております。みどりの基本計画の中でも記載しておりますけれども、みどりの働きにはさまざまございますので、そういういろいろな働きが出せる公園を考え、造成を進めているところです。

一部の方なのかもしれませんが、一番期待されているのは36ホールのパークゴルフ場でして、それを造成しているところです。ただ、レクリエーション機能だけではなく、自然環境を豊かにというような機能も考えておりまして、ビオトープというあまり人工的に手をかけない、水や自然の状態をつくり出すものがあります。もちろん、都市公園ですので、全く自然の状況にするということではありませんけれども、できるだけ自然的な沼地であったり、草地や花があったり、虫や小鳥もいたり、そういう場所をつくろうと考えております。また、それだけではなく、もう少し人工的なものということで大花壇も考えておりますし、子どもたちが遊べるような場所もあります。このほか、スポーツができるような大きな広場も考えております。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

○吉田委員 いつ言おうかと悩んでおりました。

僕も厚別区の住民ですけれども、きのう山本の下あたりをうろうろと散歩してましたら、河川沿いでツチガエルが鳴いていました。多分、野幌の森林公園から上がってきているのでしょうけれども、外来のカエルです。ですから、つなげばいいというものでは決していないということです。

すごく気になることは、みどりの基本計画の49ページに生物多様性と書いてあるのですが、その後には一言も出てこないのです。先ほどCO₂に関するご意見もありましたけれども、みどりが地域の生き物に関してどうなのかという記述が全くされていなくて、

それがすごく気になります。部局が違うのはよくわかりますので、部局調整をして、どこかに一言でも多様性保全のためにどうするかを入れていただきたいということが強くあります。

みどりの将来構想図というものがもうでき上がっているのですが、これでいいと思うのですが、つなげばいいわけではないということをごどこかに入れておいたほうがいいと思うのです。というのは、この計画を実行すれば、鹿と熊が確実に入りますよ。

先ほど厚別山本公園にビオトープをつくるというお話がありましたけれども、山本処理場のところで僕が発信機をつけた鹿が野幌森林公園から入ります。この計画では、それをどんどん推奨することになるわけです。それが悪いと言っているわけでは決してありませんが、そういうときの対応方針を市としてどうつなげていくかで、このビジョンの中に生物多様性と明確に入れて以上、しっかり議論できる場所をつくっておかないといけないのではないかとということです。

先ほどの話ではありませんが、増えたけれども、オオハンゴンソウだったとかとなるわけです。これは外来種ですからね。創成川のみどりをつなげましたとか河川を管理しましたとかと言っていましたけれども、創成川ではアメリカザリガニがどんどん北上しています。これは道の指定の外来種でして、市が増やしているようなものです。

こうしたことは決して望ましいことではありませんので、質の部分はもちろん、多様性ということが抜けているので、そうしたことを何らかの形で入れていただきたいと思いません。

○愛甲会長 今のご指摘は、最初に生物多様性という考え方はみどりの基本計画には書き込まれているのですけれども、評価指標の中には生物多様性を評価するような項目立てはしていなかったわけで、指標としては多分出てきていないということだと思えます。ただ、次につながるご意見も含めていただけたのではないかと考えています。

ここで、第3章に関していただいたご意見をまとめようと思えます。

まず、質的なことです。量的に示されていても、質的に中身はどのようなだということで、みどりの種類の話やアンケートの話も同じですけれども、もうちょっと詳しく内訳を書いていただけたほうがいいのではないかとということです。小篠委員も言われていましたけれども、そうすることで、中間評価を受け、次の対策をどう打つかにつながるような具体的な評価にできるのではないかと考えていますので、もう少し詳しく書き込んでいただくほか、アンケートをつけるとかリンクを張るとかという話もありましたけれども、バックとなっているデータを市民の方が参照できるようにしていただければということです。

このほか、都心部の緑化、街路樹、子育て環境、今の生物多様性の話を含めて、いただいたコメントやご意見は、中間評価報告書の中身にも多少は影響すると思えますけれども、次の段階でみどりの基本計画を考えるとやそのほかの施策等とも関係してくると思えますので、事務局として、きちんと記録し、把握しておいていただければと思います。

また、私が思ったこととしては、冒頭に説明が少しありましたけれども、都市計画マス

タープランが改定されているなど、いろいろな動きもいろいろありますので、その辺を含めた評価も必要なのかなというふうに考えました。

第3章は以上です。

それでは、ここで5分ほど休憩をとらせていただきたいと思います。

[休 憩]

○愛甲会長 それでは、再開いたします。

中間報告書の第3章を主にご覧いただき、ご意見をいただきましたが、続いて、40ページの第5章の中間評価の総括の内容についてご意見などを引き続きいただければと思います。

いかがでしょうか。

○三上委員 これも先ほど議論したことの確認になると思うのですが、例えば、三つ目と四つ目のパラグラフのところ。市民のみどりの活動に対する参加のことを書いていただいているのですが、恐らく先ほどの議論を踏まえるとこういう書き方にならないということですね。

特に三つ目のパラグラフをもうちょっと細かく、個人で楽しむものというものについては4分の1ぐらいの人が楽しむようになっていること、そして、この計画の中で触れられているような多様な担い手を育てることやコミュニケーションや連携を深めていくというようなことにつながるような知り合いや仲間と楽しむような部分についてはもうちょっと少な目であるなど、要約していて結構だと思うのですが、もう少し細かく分けて書いていく必要があるのではないかと思います。

○愛甲会長 それ以外の部分についてはいかがでしょうか。

○竹澤委員 私は公園に対するボランティア活動を2009年からしているのですが、9年たってだんだん年をとってきまして、続けたくても体の状態で続けられないため、新しい方を募集しているのです。みどりづくりなどに参加し、今後も参加したいと思っている、でも…ということがあるのです。

それを今回の（緑の審議会委員公募への）応募のときに書かせていただいたのですが、ボランティア活動がどれだけの価値があって、どんな位置にいて、私たちは活動しているのか、勉強して初めてわかったのです。ですから、ボランティア活動をしている人たちが自分たちはこんな活動をしているのだ、札幌市にこんな役にたっているのだということがもっとわかれば参加して下さるのではないかなと思うのです。

確かに、私の住んでいるところの隣の公園にはたくさんの方が訪れて来ています。私たちが関係しているのは指定管理者でして、そこの方たちは大変よくしてくださいますけれども、要望しても札幌市にはなかなか届かないということで、3者会議をやっていただきたいということを何度かお話ししたりしていますし、協議会もあって、公園に対する要

望も結構出しているのですね。

このように札幌市の方たちと話せる機会があるなんて幸せなことで、これのミニ版が身近にあってくれたらもっと張り合いがあると思いますし、言ったら叶うのだということがあれば、皆さんは希望を持って話せるのですけれども、諦めたという声が非常に多いのです。

これは、公園に対しても、みどりに参加することに対してもそうで、日々、ボランティア活動をしている立場として申し上げたかったのですが、札幌市が遠いと感じています。市民の声のアンケートをとるだけではなく、お忙しいのでしょうけれども、ボランティアを集めて声を聞いてあげようとか、協議会があるから参加して意見を聞きたいと思ってくださっているとか、きょう参加させていただき、そうしたことをとても感じましたので、お願いしたいと思います。

○愛甲会長 これについて何かありますか。

○事務局（中西みどりの管理課長） お世話になっております。

竹澤さんには、三次郎の会の会長ということで、平岡樹芸センターの管理のボランティアでいつも大変お世話になっております。今年に国土交通大臣表彰を受賞するなど、非常に一生懸命活動されているグループでいらっしゃいます。本当にいつもありがとうございます。

役所との距離がとても遠いということについては気をつけたいと思いますが、電話をくださればいろいろとお話できると思います。私たちは指定管理者に管理をお任せしておりますけれども、私たちにも気兼ねなく声をかけていただければと思いますし、こういう機会で見聞交換をどんどん進めていくことができたらいいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

○今井委員 40ページの間接評価の総括についてです。

2段落目に八つの目標のうち半数の四つについては既に目標を達成したことから、おおむね計画のとおり進捗していると記載されています。確かに、数字で書いたらこのようになるかと思うのですけれども、達成できていないものとして残っているのは、時間も費用もかかる難しいものなのかなという印象があります。

例えば、公園の整備や都市のみどりの件など、どちらも今の段階では達成率が低く、このままいったとき、果たしてこのペースで達成できるのかという疑問があります。

今後どうするかという話もあると思いますので、おおむね計画のとおりに進捗しているという評価についてはいろいろな表現があると思うのですけれども、4段落目の伸び悩んでいるものとして、森林の保全活動に参加した市民の割合についてはという1点しか記載されていないところに、先ほど私が言ったような2点も追加したほうがいいのかと思います。

そうしたことを追加することによってそこに力を入れていかなければいけないというこ

とがわかりますし、具体的にどういうふうになれば目標を達成できるのかということについて、はっきりとこれをやりますというものまでは、検討しなければならないので、書けないとしても、視点のようなものを入れていただければなと思いました。

○愛甲会長 非常に重要なご指摘をいただいたと思います。

達成できていないものについては、具体的な方向性も含め、はっきりと書き込んだほうが良いというご指摘だったと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○島田委員 今のお話の達成できなかったものの一つとして、森林保全活動に参加した市民の割合があります。中身は、森林の維持管理や植栽などの保全活動に参加した市民の割合が伸びていないということだと思いますけれども、森林の保全活動、維持管理や植栽は林業的な作業を伴うものなので、安全管理のほか、体力や技術的なこともありますので、これがそんなに増えるとは余り思えないですし、ただ参加してもらえばいいということでもないと思うのです。

これから植樹祭のような行事を増やすというようなことも書いてありますけれども、植樹が必要とされるような土地もそんなに無限にあるわけではないので、場合によっては植樹のための植樹といいますか、若い木が生えているところを伐採して無理やり植樹するような話もたまに聞いたりしていて、そういうことまでして目標値に達成させる必要があるのかというふうなことを考えます。

これは第3章のことに戻ってしまいますけれども、今後に向けて、保全活動だけではなく、森林レクリエーションや野鳥観察のような環境教育的なことを行って森林の役割や森林保全に対する理解を深めていくことが必要だと書いてありますので、こういったことも含めて、森林の保全活動というように大きく捉えて、具体的な作業だけではなく、そういった環境教育的なことにもっと力を入れてやっていかれたらどうかと思います。

○愛甲会長 ほかにいかがでしょうか。

○豊島委員 しつこい確認みたいな感じになるのですけれども、この41ページの一番下のみどりの将来像④の身近な公園に対する市民の満足度は、この中間報告では達成と書かれるのでしょうか。それとも、先ほど片山委員がおっしゃられていたように、アンケートの属性などをもう一度分析してもらい、そういう人たちの声を見たら達成ではなかったというようになるのでしょうか。

というのは、当初、平成22年度のときには満足していた人が58.9%ですが、逆に言うと4割ぐらいの人たちが不満足だったわけです。その不満足なことをどういうふうに解決したからこういうふうになったという評価ではなく、また違う人たちに聞いて、違う人たちが満足と言っているような結果だと思うのです。ただ、ここでも3割ちょっとは不満足なところがあって、それはどういう世代のどういうものかは評価されていないので、ざっと見ると、達成されたのだ、満足度が上がっているのだというふうに見られてしまうのかなと思うのですね。

しつこいようですが、その確認でした。

○事務局（西川みどりの推進課長） 属性については次回にお示ししますが、今のところ、例えば去年やったアンケートの結果を見ると、概ねバランスよくとれていると思います。若い人たちというか、20代の方がちょっと少な目ですけれども、概ね属性通りとられているのかというように感じております。

出していない方はどんな方かはわかりませんが、数字上は、あくまでも66.5%は達成したものだと思っています。ただ、中身については次回に資料をお示しいたしますので、ご判断いただきたいと思います。

○愛甲会長 今のことは、自分の研究の専門にも関係するので、申し上げたいと思います。

実はこれはなかなか難しく、二つ問題があります。一つに、アンケートという手法自体の限界です。そうやってランダムサンプリングをしてとる場合、世代や性別など、いろいろと配慮していてもなかなか把握できないという問題があります。もう一つに、満足度という指標自体の問題があって、これは非常に高く出やすい指標なので、「満足しましたか」とだけ聞くと、大体六、七割の人が「満足した」と答えると一般的に言われているのですね。

今の豊島委員のご意見は、恐らく、対象が誰かという問題と、中身が満足といってもいろいろなレベルがあるのではないかというお話も含んでおっしゃっているように聞こえたのですね。その辺も含めて、このアンケートを将来的に改善していくとしたら、もう少し詳しく聞いたり、場合によっては同じ方を追っていたり、手法はいろいろと考えられると思いますが、その辺も含めてのご指摘をいただいたのではないかと思います。

○吉田委員 会長がおっしゃるとおり、気になる人はすごく気になることがいっぱいあって、例えば、航空写真の解像度と一緒になのかなとかと思います。そう考え出すとすごく気になることは幾らでもあるのですけれども、委員がおっしゃったとおり、40ページのところは一番大事なところなので、記述していただきたいです。

これは厳しいかもしれませんが、パラグラフの半分の下の平成29年度以降のところの経営理念やインフラストックの活用、民間の活用はお金の話で、ほかに任せますと書いているだけだと思うのです。遠回しに読むと、「指定管理者は稼ぎなさい」と書いているようなものだと思います。何かというと、最後に市としてのメッセージ性に欠けると思うのです。ですから、一言でも何かこうするぞという強いメッセージを入れていただきたいと思います。

これでいきますと、基本計画の改定を見据えますとは書いてありますが、それで終わっていますので、やはり最後は市としてこうだという感覚を入れていただきたいと思います。なければ、「民間活用します」とか「経営的視点を入れます」とかだけで、こういうのは厳しいのです。これはよくわかるのですよ。でも、都市公園を含め、私もよく活動させていただいている公園で稼げと言っても厳しいと思うのです。入園料を水源地でとれるかといったらとれないですからね。

そういうことを考えて、これで終わるのではなくて、みどりの活用に関して市のメッセージ性の強いものを一つ入れていただきたいというのが個人的な見解です。

○愛甲会長 ほかにかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○愛甲会長 第5章については、先ほどの第3章と同じで、もう少し詳しく書いてほしいというご意見がありました。また、吉田委員と豊島委員が言われたように、評価の仕方です。そして、最後の課題のところをもう少しはっきり書いて、具体的な方向性や観点が市民に伝わるようにしてはどうかというご指摘だったと思いますので、それを反映し、次回に示していただく案では書き込んでいただければと思います。

ご意見をありがとうございました。

続いて、議案(2)の保存樹木の指定解除について審議していただきたいと思います。

パワーポイントを使って説明をしていただきます。

○事務局(湯浅みどりの活用担当課長) 改めまして、みどりの活用担当課長の湯浅でございます。

それでは、保存樹木の指定解除についてご説明させていただきます。

お手元に議案2と書いた資料がございますが、前方のスクリーンをご覧ください。

初めに、簡単ではございますが、保存樹木制度の概要についてご説明させていただきます。

保存樹木の制度は、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律及び札幌市緑の保全と創出に関する条例に基づきまして、由緒由来のあるものや学術的価値の高いものを保存樹木・並木として指定し、保存していく制度でございます。

現在の指定状況につきましては、法律より指定しているものが20カ所、内訳は下の括弧のとおりで、条例により指定しているものが15カ所ございます。

画面右側の指定箇所の内訳は、保存樹木の所有者別に整理したものでございます。左側の棒グラフですが、神社、仏閣が24カ所で、全体の7割ほどとなっております。

次に、保存樹木の所有者または管理者の方に対しては、年間、樹木であれば1本当たり5,000円、並木であれば1平方メートル当たり10円の管理謝礼金として援助を行っております。また、毎年、職員による巡回確認を実施しているところであり、その際には枯損や腐朽の防止等、保存のために必要な助言等も行っております。

続きまして、関係条例についてご説明いたします。

保存樹木に関する事項は条例第24条に記載されておりますが、ここでは、今回の議題に関わる部分のみ抜粋してご説明させていただきます。

まず、第2項におきまして、保存樹木を指定するときは札幌市緑の審議会の意見を聞くことが定められており、また、第9項により、指定解除についてもこれを準用するとされております。

次に、第5項では、伐採行為を行う際には事前に届け出をしなければならないこと、第

7項では、その指定の理由が消滅したときには指定を解除しなければならないことがそれぞれ定められております。

今回は、これらの条文に基づきまして、篠路神社からの届け出によりまして保存樹木を伐採し、その指定理由がなくなったことから指定を解除することとし、本審議会の議題に上げさせていただいております。

改めまして、指定解除の対象樹木についてご説明いたします。

今回は、北区の篠路神社が所有しておりますシダレヤナギが対象になっており、こちらは平成3年9月20日に条例によりまして第13号として指定された樹木です。篠路神社は市内最古の神社とされており、当該樹木は創建当時の現在地にあった可能性が高いとされており、由緒由来のある樹木として指定されておりました。

創建当時の、安政2年、1855年からあったと言われておりまして、樹齢は優に160年を超えていると思われております。

続きまして、伐採までの経緯を簡単にご説明いたします。

平成29年4月11日に篠路神社から保存樹木の腐朽、枯損が激しいため、伐採を検討している旨の連絡を受けました。これを受けまして、翌日の4月12日に本市職員にて現地を確認したところ、倒木の可能性が高いことが目視でも確認できました。そこで、同日、当時の緑の審議会の会長でございました近藤会長へ現地で撮影した写真をお送りし、対応についてご協議、相談させていただきました。

現地で撮影した写真がこちらになります。左の写真は、一般の方が近づかないよう、カラーコーンで樹木を囲っているところがございます。また、右側の写真では、幹の大部分が明らかに空洞化していることが確認できます。

翌4月13日には、近藤会長から、倒木の可能性が高いため、迅速な伐採処置が必要とのご助言をいただきまして、その旨を本市から篠路神社宛てにお伝えしたところです。5月1日、篠路神社より伐採行為の届け出が提出されまして、同日付で伐採を認めることとし、届け出を受理いたしました。5月10日、篠路神社にて当該樹木の伐採処理がなされました。

伐採の様子がこちらでございます。

これらの写真から根本まで空洞化が進んでおり非常に危険な状態であったことが確認できます。なお、一番右の写真に写っております保存樹木の看板については、後日、撤去する予定でございます。

それでは、これまでの内容を整理させていただきます。

先ほどご説明した条例の中にもございましたとおり、本来、樹木、並木の指定または指定解除を行うに当たっては、原則として、事前に札幌市緑の審議会に意見を聞くこととなっておりますが、危険回避のため、保存樹木の指定解除について、審議会にお諮りする前ではございましたが、篠路神社からの伐採の届け出を受理し、保存樹木の伐採を認めたところであります。当該樹木は単木の指定でございまして、伐採によって当該樹木はなくなり、つまり保存樹木としての指定の理由がなくなったことから、その指定を解除する必要

性が生じております。

処置後の案件ではございますが、条例に基づきまして本審議会において皆様のご意見をお伺いし、当該樹木の指定解除をしたいと思いますっております。

以上でご説明を終わらせていただきます。

○愛甲会長 ご説明をありがとうございました。

ただいまご説明いただきました保存樹木の指定の解除についてご意見やご質問をいただこうと思いますが、いかがでしょうか。

保存樹木の指定と解除については、この審議会で審議する審議項目の中の一つになっておりまして、今回、申し出があり、危険性がかなり高いということで、審議会で審議する前に伐採は実行され、それによって指定している理由も消滅したために解除するというお話でした。

小泉委員から何かありますか。

○小泉委員 問題ないと思います。

○愛甲会長 それでは、一つ質問してもいいでしょうか。

現状、法令と条例に基づく指定で35カ所、59本の指定されている保存樹木があるということですがけれども、保存されている樹木ですから、それぞれ老朽化しているものがあるかと思うのですね。その管理状況というか、確認状況はどういう形でそれぞれ行われているのか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

○事務局（湯浅みどりの活用担当課長） ただいまご質問がありましたように、年1回、職員が保存樹木の点検確認に行っておりまして、樹勢、木の勢いや病気の状況、あるいは、枯損の状況等を調べております。その状況により専門家に見せなければいけない状況もあった場合は樹木医等の診断を仰ぐということもございます。

○愛甲会長 最近、枯損した樹木が倒れたことによる事故も発生していますので、その方向でやっていただいてもいいと思います。

ほかにかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○愛甲会長 特にご意見がなければ、この解除についてはお認めいただくということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○愛甲会長 特にご異議がないということなので、保存樹木の指定解除をすることを本審議会として承認いたします。

これにて議案の審議は終了いたしました。

8. 報 告

○愛甲会長 続いて、報告事項です。

札幌市の公園整備方針について報告がありますので、説明をお願いいたします。

○事務局（西川みどりの推進課長） みどりの推進課長の西川でございます。

公園整備方針につきましてご報告申し上げます。

報告資料をご覧ください。

札幌市公園整備方針は、公園の整備に関する項目を総合的に整理し、施策を具体化するための方針でございます。この方針につきましては、昨年度の緑の審議会においてご審議いただきまして、3月に答申をいただきました。その後、市役所の内部での検討を行っております。

本日は、委員も多く替わられたものですから、報告といたしまして、方針の概要についてご説明しつつ、昨年度の審議会でご説明いたしましたこの方針の取り扱いについて、一部修正があることから、合わせてご報告いたします。

まず、札幌市の公園の現状でございますが、札幌市では、これまで、大小さまざまな公園の整備を進めてまいりました結果、公園数は政令指定都市の中で最も多くなっておりまして、市民1人当たりの公園面積も条例で定めております標準値をほぼ達成しております。ですから、市全体の公園数や面積は一定程度充実していると言えます。

一方で、課題といたしまして、中央区等の既成市街地と郊外とで身近な公園の配置に偏りがあること、公園施設の老朽化が進行していること、地域ニーズの変化に伴う利用の少ない施設の増加、近接する公園で機能の重複が見られるといったさまざまな課題がございます。

このような課題に対しまして、札幌しみどりの基本計画では、公園の魅力向上を柱に推進プログラムに取り組むこととしておりますが、公園整備の目的や手法の多様化などによりまして公園整備を取り巻く現状は複雑になっております。そこで、公園の魅力の向上を実現するため、公園の整備に関する項目について、総合的に整理した上で施策を具体化することを目的としたこの方針を策定することにしたものであります。

本方針における基本的な考え方ですが、1点目は「量から質へ」でございます。

本市は、これまで、公園の量を増やす取り組みを積極的に進めてまいりましたが、今後は、既存の公園が持つさまざまな機能をより一層高めるための再整備等、公園の質を高めしていくことを重視してまいります。

2点目は、「選択と集中」であります。税収や人口減少が予想される中、将来にわたって誰もが公園の魅力を楽しむよう、必要性の高い公園や施設等を選択し、そこに新規整備や再整備等を集中することでコスト削減を見据えたメリハリの効いた事業を展開してまいります。

次に、「配置」、「種類」、「施設」ごとの将来像とその実現に向けた施策についてです。

まず初めに、「配置」の視点でございます。

既成市街地の一部で身近な公園が不足している課題に対する施策といたしまして、新規整備と拡張を実施いたします。新規整備ですが、街区公園以外の大きな公園につきまして

は、既に総量が充実しておりまして、面積が大きく、整備や維持管理に多額の費用を要することから、基本的に新規整備はいたしません。街区公園の新規整備につきましては、公園未充足地域のうち、人口動態や土地利用の観点から、将来にわたりまして必要性の高い地域に限って実施してまいります。また、その際には、地域に必要な機能を一通りそろえることができる面積といたしまして、概ね1,000平方メートル以上を確保いたします。拡張につきましては、1,000平方メートル未満の街区公園を対象に新規整備と同様の考えで実施いたします。

次に、郊外部の公園が密集している地域では、機能分担と統合という二つの施策のうち、機能分担を中心に実施してまいります。機能分担につきましては、後ほど、「種類」の項目で改めて説明いたします。

統合は、公園の機能向上やコストダウン等が大きく、まちづくりにも寄与するようなケース等、条件が整い、効果が十分に見込める場合に限定して検討いたします。また、廃止につきましては、都市公園法によりまして、現行では単純な廃止は難しい状況であります。今後、状況の変化を注視し、必要に応じて検討をすることといたします。

資料裏面をご覧ください。

続きまして、「種類」の視点であります。

まず、街区公園については、機能重複と狭小公園の利用低下という課題に対して主に機能分担を進めます。具体的には、街区公園を3種類に分けます。地域利用の中心となる面積の大きい公園を「地域の核となる公園」とし、遊具等、レクリエーション機能主体の整備を実施いたします。その周辺にある狭小公園を「機能特化公園」とし、遊具の撤去を含め、広場主体等、機能を絞った整備を実施することによりまして、地域住民は利用目的に応じた公園を選択できるようになります。「その他の街区公園」は、老朽化に伴う施設更新等により現状の公園機能を維持してまいります。

以上のような取り組みによりまして、施設総量が抑制され、更新費、維持管理費の低減が進むことも期待されます。

次に、近隣公園についてです。

近隣公園は、地域の中心となる公園とするため、老朽化状況等も勘案しながら、全面再整備、部分再整備を選択し、地域のニーズに合った機能の再編を図ってまいります。地区公園や総合公園、運動公園につきましては、現状のコンセプトや特性を生かしていくため、根本的な機能再編は行わず、部分再整備や老朽化に伴う施設更新で対応してまいります。

都市緑地は、本来の目的である緑の保全を重視する一方、周辺の状況に応じて遊具等のさまざまな施設が設置されている例も多いことから、ほかの公園種類の性質等に近い場合は、該当する公園種類の手法を適用いたします。また、街区・近隣公園の機能が不足する地域においては、周辺のほかの種類公園を活用して補完することも可能とします。

三つ目は、「施設」の視点であります。

公園の施設は約10万施設と非常に多く、これらの施設の老朽化に伴う維持管理コストが

増大しております。また、ニーズの変化により利用が低下している施設、遊具の安全基準やバリアフリーへの適合が求められているなどの課題や現状がございます。

これに対しまして、まず、公園施設につきましては、更新費や維持管理費の低減の視点から、費用対効果に見合った施設量のコントロールや配置の見直しを進めます。例えば、有料のテニスコートはピーク時でも空きがある状態ですので、総面数の削減を検討いたします。また、利用の少ない公園トイレにつきましては、地域と協議した上で、廃止を前提に検討を行います。

次に、長寿命化計画の活用につきましては、計画に基づきました修繕、更新によりまして、施設の維持管理等を効果的、効率的に進めます。また、各施設のバリアフリー基準に適合するよう、バリアフリー化を進めます。公園の多機能性につきましては、緑の確保や景観への配慮、防災の計画に沿った対応、冬期利用への配慮を図ってまいります。

次に、管理運営につきましては、現在、都市公園法の改正を初め、全国的に規制緩和や活用手法の検討等が進められております。これにより、今後は、PPP等、民間活力の促進、他の公園施設との連携等がより一層図られるものと思われれます。

今回の方針にはこういった内容が入っておりませんので、規制緩和等の動向を注視しながら、管理運営やそれに応じた整備の考えについて検討を行い、次期札幌市みどりの基本計画等に反映し、あわせて本方針の見直しを実施いたします。

最後に、本方針の取り扱いの変更につきましてご報告いたします。

昨年度の審議会では、市役所内部の検討の後に、パブリックコメントを実施するとご説明いたしました。先日、市役所内部で検討を行われた結果、パブリックコメントは、次期のみどりの基本計画改定に合わせて実施することと変更されました。

理由といたしましては、答申をいただいた後に、都市公園法の改正等の大きな動きがあったため、今後、国等の流れに沿った管理運営に関するさまざまな検討を行う必要が生じました。そこで、次期札幌市みどりの基本計画に管理運営に関する内容や本方針の内容を盛り込んだ上で、その機会にパブリックコメントを実施、反映するほうがよいとなったためです。

説明は以上でございます。

○愛甲会長 昨年度の審議会から関わっていらっしゃる方々にとっては、中身は議論され、答申も出ているということではあるのかと思いますが、それについて説明をいただきました。

取り扱いの仕方について変更するという事です。中身というより、取り扱いの変更についてご質問等がありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○愛甲会長 今回の関連する法律の改正は、かなり久しぶりの大きなものでしたので、それに合わせ、中身自体にも影響が及ぶかもしれないし、次期のみどりの基本計画の中にご議論していただいた内容や前回の審議会で答申していただいた内容を盛り込むようにする

ということでした。

以上で議案審議と報告事項等は終了いたしました。

それでは、事務局にお返しいたします。

9. 閉 会

○事務局（西川みどりの推進課長） 本日は、長時間にわたりご議論をいただきまして、ありがとうございました。次回の審議会は10月以降の開催を予定しております。開催が決まりましたら、日程調整の上、事務局から正式なご案内を差し上げたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第77回札幌市緑の審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上